

特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督の状況（平成26年度）

1 取りまとめの趣旨

特別の法律により設立される民間法人（民間法人化された特殊法人・認可法人）については、各所管官庁が、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）（以下、「指導監督基準」という。）に基づき、適時・適切な指導監督を行い、毎年度その状況を公表することとされ、総務省は、各所管官庁が公表したものを取りまとめることとされています。

2 指導監督基準

指導監督基準は、特別の法律により設立される民間法人に関する政府としての統一的な指導監督の基準を整備したものです（別添「指導監督基準」参照）。総務省は、事業、機関（役員等）、財務・会計、株式の保有、情報公開等57項目について取りまとめを行っています。

3 特別の法律により設立される民間法人

平成26年度末における特別の法律により設立される民間法人は、9省庁37法人となっています。

所管官庁名	法人数
警察庁	1
金融庁	1
総務省	4
法務省	2
財務省	1
厚生労働省	10
農林水産省	5
経済産業省	9
国土交通省	4
計	37

（注）農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7（1）ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央金庫等と同様の規制による指導監督を行っています。

4 指導監督の状況

平成26年度末現在、法人全体の指導監督基準の充足率は99.7%（延べ1,308事項のうち1,304事項が充足）となっています。

監査役員に外部の者が登用されていないことや評議員会による法人の業務実績の評価の未実施などにより、延べ4事項が指導監督基準を充足していない状況にあります。各所管官庁では、引き続き指導監督を行うなど、その適正化を図っています（詳細は、別添1「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成26年度の指導監督状況」参照。未充足事項は、網掛けの「●」（平成27年11月現在で基準適合済 2事項）、「△」（指導済み・基準未適合 2事項）又は「×」（未指導・基準未適合 該当事項無し。）。

なお、「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」（平成25年12月 総務省行政評価局）の指摘を踏まえ、各所管官庁において指導監督基準の例外とした事項及び理由については、別添2「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の例外とした事項及び理由」に取りまとめました（延べ40事項）。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成26年度の指導監督状況

所 管 官 庁 照 会 先

所管官庁名	合特 理殊 化法 計人 画等 関係 係理	法 人 名	法人番号	民間法人化 年月日	担当部局名	連 絡 先	所管官庁の公表ホームページアドレス
警 察 庁 (法人番号8000012130001)	◎	自動車安全運転センター	法人番号3010005006658	平成15年10月1日	交通局交通企画課	03-3581-0141 (内線5062)	http://www.npa.go.jp/syokan/koutsukikaku/home1.htm
金 融 庁 (法人番号6000012010023)	◎	日本公認会計士協会	法人番号7010005002595	平成16年4月1日	総務企画局企業開示課	03-3506-6000 (内線2768)	http://www.fsa.go.jp/koueki/index.html
総 務 省 (法人番号2000012020001)		日本消防検定協会	法人番号901240500937	昭和62年1月1日	消防庁予防課	03-5253-7523	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/syokan/ichiran.html
		消防団員等公務災害補償等共済基金	法人番号1010405002440	平成9年4月1日	消防庁防災課地域防災室	03-5253-7561	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/syokan/ichiran.html
		危険物保安技術協会	法人番号6010405002428	昭和62年1月1日	消防庁予防課危険物保安室	03-5253-7524	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/syokan/ichiran.html
	◎	日本行政書士会連合会	法人番号8013205000277	平成15年3月4日	自治行政局行政課	03-5253-5510	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/syokan/ichiran.html
法 務 省 (法人番号1000012030001)	◎	日本司法書士会連合会	法人番号6011105001471	平成14年12月19日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	http://www.moj.go.jp/hisho/sosiki/kanbou_minkan_index.html
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	法人番号9010005003996	平成15年8月1日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	http://www.moj.go.jp/hisho/sosiki/kanbou_minkan_index.html
財 務 省 (法人番号5000012050001)	◎	日本税理士会連合会	法人番号7010705000725	平成14年10月29日	国税庁長官官房総務課 税理士監理室	03-3581-4161 (内線3610)	http://www.nta.go.jp/sonota/zeidishi/zeinshiseido/rengokai/rengou.htm
厚 生 労 働 省 (法人番号6000012070001)	◎	社会保険診療報酬支払基金	法人番号3010405002439	平成15年10月1日	保険局保険課	03-5253-1111 (内線3249)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		建設業労働災害防止協会	法人番号5010405001851	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	法人番号4010405001852	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		林業・木材製造業労働災害防止協会	法人番号2010405001854	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	法人番号6010405001850	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		中央職業能力開発協会	法人番号9011105004645	平成10年7月1日	職業能力開発局能力評価課	03-5253-1111 (内線5943)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/syokunou/siryo1.html
		中央労働災害防止協会	法人番号8010405001849	平成12年6月19日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
	◎	企業年金連合会	法人番号1700150004794	平成14年4月1日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo1.html
	◎	石炭鉱業年金基金	法人番号5010005002572	平成14年12月13日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo2.html
	◎	全国社会保険労務士会連合会	法人番号8010005003972	平成15年3月31日	労働基準局監督課	03-5253-1111 (内線5161)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
農 林 水 産 省 (法人番号5000012080001)		農 林 中 央 金 庫	法人番号2010005004002	昭和61年9月8日	経営局金融調整課	03-3502-8111 (内線5248)	http://www.nochubank.or.jp/ir/disclosure/index.html
	◎	漁 船 保 険 中 央 会	法人番号1010005003970	平成14年4月1日	水産庁漁業保険管理官	03-3502-8111 (内線6638)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 農 業 会 議 所	法人番号9700150001041	平成14年4月1日	経営局農地政策課	03-3502-8111 (内線5168)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会	法人番号2010005002096	平成14年4月1日	経営局協同組織課	03-3502-8111 (内線5223)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 漁 業 共 済 組 合 連 合 会	法人番号8010005002248	平成14年4月1日	水産庁漁業保険管理官	03-3502-8111 (内線6635)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
経 済 産 業 省 (法人番号4000012090001)		東京中小企業投資育成株式会社	法人番号9011001030621	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
		名古屋中小企業投資育成株式会社	法人番号7180001031846	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
		大阪中小企業投資育成株式会社	法人番号2120001059625	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
		高 圧 ガ ス 保 安 協 会	法人番号9010405002433	昭和61年10月1日	商務流通保安グループ高圧ガス保安室	03-3501-1706	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
		日本電気計器検定所	法人番号4010405002454	昭和61年10月1日	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課	03-3501-1748	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
	◎	日 本 商 工 会 議 所	法人番号5010005003975	平成14年4月1日	経済産業政策局経済産業政策課	03-3501-1674	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html
	◎	全 国 商 工 会 連 合 会	法人番号9010005017583	平成14年4月1日	中小企業庁経営支援部小規模企業振興課	03-3501-2036	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html
	◎	日 本 弁 理 士 会	法人番号4010005005329	平成14年8月29日	特許庁総務部秘書課	03-3501-0062	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html
	◎	全 国 中 小 企 業 団 体 中 央 会	法人番号2010005005900	平成17年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html
	国 土 交 通 省 (法人番号2000012100001)	◎	日 本 勤 労 者 住 宅 協 会	法人番号1010005002601	平成15年10月1日	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506
		軽自動車検査協会	法人番号5011105002751	昭和62年10月1日	自動車局整備課	03-5253-8600	http://www.mlit.go.jp/iidosha/jidoshu.tk9.000016.html
		日本小型船舶検査機構	法人番号5010005002597	昭和62年10月1日	海事局検査測度課	03-5253-8639	http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime.tk8.000007.html
	日本水先人会連合会	法人番号7010005011522	平成19年4月3日	海事局海技課	03-5253-8655	http://www.mlit.go.jp/maritime/tr10.000008.html	

(注1) 厚生労働省の「企業年金連合会」は、平成17年10月に「厚生年金基金連合会」から名称変更。

(注2) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

指導監督基準の充足状況

所管官庁名	合特 理特 化法 計人 画等 関係 理	法 人 名	指導監督基準 該 当 事 項 数	指導監督基準の充足状況				26年度の指導状況	
				充足事項数	充足率(%)	未充足事項数	未充足率(%)	指導の結果 (基準充足の有無)	充足事項数
警 察 庁	◎	自動車安全運転センター	44	44	100.0	0	0.0	無	0
金 融 庁	◎	日本公認会計士協会	37	37	100.0	0	0.0	無	0
総 務 省		日本消防検定協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	33	33	100.0	0	0.0	無	0
		危険物保安技術協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	39	39	100.0	0	0.0	無	0
法 務 省	◎	日本司法書士会連合会	34	33	97.1	1	2.9	無	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	34	32	94.1	2	5.9	無	0
財 務 省	◎	日本税理士会連合会	34	34	100.0	0	0.0	無	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	37	37	100.0	0	0.0	有	1
		建設業労働災害防止協会	37	37	100.0	0	0.0	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		中央職業能力開発協会	43	43	100.0	0	0.0	無	0
		中央労働災害防止協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
	◎	企業年金連合会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	38	38	100.0	0	0.0	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	38	38	100.0	0	0.0	無	0	
農林水産省		農 林 中 央 金 庫	0	0	-	0	-	無	0
	◎	漁 船 保 険 中 央 会	30	30	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全 国 農 業 会 議 所	33	32	97.0	1	3.0	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	32	32	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全国漁業共済組合連合会	32	32	100.0	0	0.0	無	0
経 済 産 業 省		東京中小企業投資育成株式会社	33	33	100.0	0	0.0	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	38	38	100.0	0	0.0	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	33	33	100.0	0	0.0	有	1
		高 圧 ガ ス 保 安 協 会	42	42	100.0	0	0.0	無	0
		日 本 電 気 計 器 検 定 所	44	44	100.0	0	0.0	無	0
	◎	日 本 商 工 会 議 所	34	34	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全 国 商 工 会 連 合 会	35	35	100.0	0	0.0	有	1
	◎	日 本 弁 理 士 会	40	40	100.0	0	0.0	無	0
国 土 交 通 省	◎	日 本 勤 労 者 住 宅 協 会	28	28	100.0	0	0.0	無	0
		軽自動車検査協会	43	43	100.0	0	0.0	無	0
		日本小型船舶検査機構	42	42	100.0	0	0.0	無	0
		日本水先人会連合会	36	36	100.0	0	0.0	有	5
合 計			1,308	1,304	99.7	4	0.3	5	9

(注) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

1 事業に関する基準

所管官庁名	合特殊 理化法 計人画 等整理 法人名	い① ない 補助 金等 に依 存し て	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	有② 無① 制度 的独 占事 業の ま つた る事 業に とど ま らな い	26年度の 指導状況		
																		指導 充足 の結 果(基 準)	充足 事項 数	
警 察 庁	◎自動車安全運転センター	○	有	○	○	○	無	—	有	○	16	○	—	○	○	○	○	○	無	0
金 融 庁	◎日本公認会計士協会	○	有	—	—	○	無	—	有	17	○	○	○	—	○	○	○	○	無	0
総 務 省	日本消防検定協会	○	無	—	—	—	無	—	有	15	15	○	○	—	○	○	○	○	無	0
	消防団員等公務災害補償等共済基金	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	危険物保安技術協会	○	無	—	—	—	無	—	有	15	○	○	○	—	○	○	○	○	無	0
	◎日本行政書士会連合会	○	有	○	—	○	無	—	有	17	17	○	○	—	○	○	○	○	無	0
法 務 省	◎日本司法書士会連合会	○	有	—	—	○	無	—	有	17	24	21	○	—	○	○	○	○	無	0
	◎日本土地家屋調査士会連合会	○	有	—	—	○	無	—	有	17	24	21	○	—	○	○	○	○	無	0
財 務 省	◎日本税理士会連合会	○	有	—	—	○	無	—	有	15	19	21	○	—	○	○	○	○	無	0
厚生労働省	◎社会保険診療報酬支払基金	○	無	—	—	—	有	○	有	15	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
	建設業労働災害防止協会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	林業・木材製造業労働災害防止協会	16	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	16	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	中央職業能力開発協会	16	無	—	—	—	有	○	有	16	○	○	○	—	○	○	○	○	無	0
	中央労働災害防止協会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	◎企業年金連合会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	◎石炭鉱業年金基金	○	有	—	—	○	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
◎全国社会保険労務士会連合会	○	有	○	—	○	無	—	有	17	○	○	○	○	—	○	○	○	無	0	
農林水産省	農 林 中 央 金 庫	※下記参照																		
	◎漁船保険中央会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	◎全国農業会議所	○	無	—	—	—	無	—	有	14	14	14	—	—	○	○	○	○	無	0
	◎全国農業協同組合中央会	○	無	—	—	—	無	—	有	16	○	17	○	—	○	○	○	○	無	0
	◎全国漁業共済組合連合会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
経済産業省	東京中小企業投資育成株式会社	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	名古屋中小企業投資育成株式会社	○	無	—	—	—	無	—	有	○	○	○	○	—	○	○	○	○	無	0
	大阪中小企業投資育成株式会社	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	高圧ガス保安協会	○	無	—	—	—	有	○	有	16	14	14	○	—	○	○	○	○	無	0
	日本電気計器検定所	○	有	○	○	○	有	○	有	16	16	○	○	—	○	○	○	○	無	0
	◎日本商工会議所	○	無	—	—	—	無	—	有	○	○	○	○	—	○	○	○	○	無	0
	◎全国商工会連合会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	◎日本弁理士会	○	有	○	—	○	無	—	有	○	20	20	—	—	○	○	○	○	無	0
◎全国中小企業団体中央会	17	無	—	—	—	無	—	有	○	21	19	—	—	○	○	○	○	無	0	
国土交通省	◎日本勤労者住宅協会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
	軽自動車検査協会	○	有	○	○	○	無	—	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
	日本小型船舶検査機構	○	有	○	○	○	無	—	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
	日本水先人会連合会	○	有	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0
合 計																			0	0
指導監督基準 の充足状況等	26年度の指導の結果、充足した法人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指導監督基準充足状況(法人数)	36	7	4	12	4	4	21	21	21	15	5	36	36					計	218
	指導監督基準充足状況(充足率(%))	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0
	指導監督基準未充足状況(法人数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0

【凡例】「—」は、基準に該当しない事項。「○」は、従前より基準適合。「14」は14FU時点で、「15」は15FU時点で、「16」は16FU時点で、「17」は17FU時点で、「18」は18FU時点で、「19」は19FU時点で、「20」は20FU時点で、「21」は21FU時点で、「22」は22FU時点で、「23」は23FU時点で、「24」は24FU時点で、「25」は25FU時点で、「26」は26FU時点で指導済み・基準適合。「☆」は、法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項。「●」は、平成26年度末において基準未適合となっているが、既に基準適合となっている事項。「△」は、指導済み・基準未適合となっている事項。「×」は、未指導・基準未適合となっている事項。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+14+15+16+17+18+19+20+21+22+23+24+25+26) ÷ (○+14+15+16+17+18+19+20+21+22+23+24+25+26+●+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (●+△+×) ÷ (○+14+15+16+17+18+19+20+21+22+23+24+25+26+●+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

2 機関(役員等)に関する基準

所管官庁名	特殊法人等関係 合理化計画関係	法人名	役員選任規程が整備されていること	役員が公正かつ自主的な方法で選任されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	26年度の指導状況							
																					指導の有無	充足事項数						
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	⑪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0					
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	○	★	—	—	⑫	⑬	⑭	○	⑮	○	★	⑯	⑰	○	○	○	○	○	★	○	無	0			
総務省	◎	日本消防検定協会	○	○	⑮	⑮	—	—	○	○	○	★	○	⑱	○	○	—	⑲	○	○	○	⑳	○	無	0			
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	⑮	○	○	—	○	⑳	○	★	○	㉑	○	⑳	○	—	○	○	○	㉒	○	無	0			
		危険物保安技術協会	○	○	⑮	○	—	—	○	㉓	○	★	○	㉔	○	㉕	○	—	○	○	○	㉖	○	無	0			
		◎日本行政書士会連合会	○	○	⑰	○	—	○	⑰	⑰	○	⑲	○	⑰	⑰	⑰	⑰	○	★	—	—	—	—	—	無	0		
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	○	★	○	—	⑮	○	○	○	●	○	★	○	○	○	○	○	○	○	★	—	—	無	0		
		日本土地家屋調査士会連合会	○	○	★	○	—	●	○	24	○	△	○	★	○	24	○	○	○	○	○	○	★	—	—	無	0	
財務省	◎	日本税理士会連合会	○	○	★	○	—	⑮	—	—	○	21	○	★	—	—	○	22	○	○	○	★	21	無	0			
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	⑮	○	—	—	○	○	○	○	○	⑮	○	⑲	—	★	—	—	—	—	—	無	0			
		建設業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	⑭	○	⑮	○	○	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	○	○	⑮	⑮	無	0		
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	○	○	⑮	○	○	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	○	○	⑮	⑮	無	0		
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	○	○	⑮	○	○	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	○	○	⑮	⑮	無	0		
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	○	○	⑮	○	○	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	○	○	⑮	⑮	無	0		
		中央職業能力開発協会	○	○	⑮	○	○	—	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	○	○	⑮	⑮	無	0		
		中央労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	—	○	⑮	○	○	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	○	○	⑮	⑮	無	0		
		◎企業年金連合会	○	○	⑭	○	○	—	○	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	無	0	
		◎石炭鉱業年金基金	○	○	⑭	○	○	—	○	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑲	無	0		
		◎全国社会保険労務士会連合会	○	○	★	○	—	○	⑰	⑰	○	21	○	★	—	—	○	22	22	22	22	22	★	22	無	0		
農林水産省	◎	農林中央金庫	※下記参照																									
		◎漁船保険中央会	○	○	⑳	○	—	○	○	⑳	○	⑲	○	⑳	○	⑳	○	★	—	—	—	—	—	無	0			
		◎全国農業会議所	○	○	⑰	○	—	○	○	⑰	○	—	○	⑰	○	⑰	○	△	—	—	—	—	—	無	0			
		◎全国農業協同組合中央会	○	○	○	○	—	○	○	⑲	○	⑳	○	25	○	⑲	○	★	—	—	—	—	—	無	0			
		◎全国漁業共済組合連合会	○	○	⑳	○	—	○	○	⑳	○	21	○	⑳	○	⑳	○	★	—	—	—	—	—	無	0			
経済産業省	◎	東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	—	★	—	—	—	—	—	無	0			
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	—	★	—	—	—	—	—	無	0			
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	26	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	—	★	—	—	—	—	—	有	1			
		高圧ガス保安協会	○	○	⑮	○	○	—	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	—	○	○	○	⑰	○	無	0		
		日本電気計器検定所	○	○	⑮	○	○	—	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	—	○	○	○	⑮	○	無	0		
		◎日本商工会議所	○	○	★	○	○	—	22	22	○	—	○	★	—	—	○	★	—	—	—	—	—	無	0			
		◎全国商工会連合会	○	○	★	○	○	—	○	○	○	—	○	★	○	○	○	⑰	⑰	26	★	⑰	有	1				
		◎日本弁理士会	○	○	22	○	—	—	○	○	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	22	無	0			
		◎全国中小企業団体中央会	○	○	★	○	○	—	○	○	○	26	○	★	○	○	○	○	○	○	○	○	★	⑮	有	1		
		国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	○	⑰	○	○	—	○	○	○	○	○	⑰	○	—	—	○	○	○	○	⑰	○	無	0	
軽自動車検査協会	○			○	⑮	21	⑰	—	○	⑭	○	○	○	⑮	○	⑭	—	○	○	○	○	⑮	○	無	0			
日本小型船舶検査機構	○			○	⑮	22	⑮	—	○	○	○	○	○	⑮	○	○	—	○	○	○	○	⑮	○	無	0			
日本水先人会連合会	○			○	22	○	—	○	○	○	○	○	○	22	○	21	○	26	26	26	26	26	26	有	5			
合計																							4	8				
指導監督基準の充足状況等	26年度の指導の結果、充足した法人数			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	計	8
	指導監督基準充足状況(法人数)			36	36	28	35	17	14	35	34	36	28	36	28	33	32	23	24	24	24	18	24					565
	指導監督基準充足状況(充足率(%))			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	93.3	100.0	100.0	100.0	93.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.0	100.0	100.0	100.0	100.0					99.3
	指導監督基準未充足状況(法人数)			0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0					4
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0					0.7

【凡例】「—」は、基準に該当しない事項。「○」は、従前より基準適合。「⑮」は14FU時点で、「⑯」は15FU時点で、「⑰」は16FU時点で、「⑱」は17FU時点で、「⑲」は18FU時点で、「㉑」は19FU時点で、「㉒」は20FU時点で、「㉓」は21FU時点で、「㉔」は22FU時点で、「㉕」は23FU時点で、「㉖」は24FU時点で、「㉗」は25FU時点で、「㉘」は26FU時点で指導済み・基準適合。「☆」は、法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項。「●」は、平成26年度末において基準未適合となっているが、既に基準適合となっている事項。「△」は、指導済み・基準未適合となっている事項。「×」は、未指導・基準未適合となっている事項。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖) ÷ (○+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (●+△+×) ÷ (○+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+●+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

3 財務及び会計に関する基準

所管官庁名	合特理法化人面等関係	法人名	てい1)い会計会社理計が原則にわ	わ従準それたってな他一りて会計会社理計が原則にわ	い切2)るな運裕と金につわいて適	とが合3)策、長期さ実借れな入て返を計う画場	な適4)つに切引必要か当金監の算額を、五十ける認億	い減引る状況が等公の明き増	こ会円5)と計以取士上決査場額を、五十ける認億	26年度の指導状況		
										準指充の足の結果有果(基)	充足事項数	
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	—	○	—	○	○	⑩	無	0	
金融庁	◎	日本公認会計士協会	—	○	—	—	○	○	⑨	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	—	○	—	○	○	—	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	—	—	○	○	☆	無	0	
		危険物保安技術協会	○	—	—	—	○	○	—	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	—	○	○	—	○	○	—	無	0	
法務省	◎	日本司法書士会連合会	—	○	○	○	○	○	⑨	無	0	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	—	○	○	—	○	○	—	無	0	
財務省	◎	日本税理士会連合会	—	○	—	○	○	○	—	無	0	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	⑮	—	○	—	○	○	○	無	0	
		建設業労働災害防止協会	—	○	○	—	○	○	⑮	無	0	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	—	○	—	—	○	○	—	無	0	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	—	○	—	—	○	○	—	無	0	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	—	○	—	—	○	○	—	無	0	
		中央職業能力開発協会	○	○	○	—	○	○	⑮	無	0	
		中央労働災害防止協会	⑰	—	—	—	○	○	⑮	無	0	
	◎	企業年金連合会	○	—	○	—	○	○	⑰	無	0	
	◎	石炭鉱業年金基金	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
◎	全国社会保険労務士会連合会	—	○	—	○	○	○	○	無	0		
農林水産省		農林中央金庫	※下記参照									
	◎	漁船保険中央会	○	—	○	—	○	○	☆	無	0	
	◎	全国農業会議所	○	—	—	—	○	○	—	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	—	⑰	—	—	—	—	25	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	—	○	21	○	⑮	☆	無	0	
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
		高圧ガス保安協会	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
		日本電気計器検定所	—	○	○	—	○	○	⑮	無	0	
	◎	日本商工会議所	—	○	○	—	○	○	○	無	0	
	◎	全国商工会連合会	—	○	○	—	○	○	⑳	無	0	
	◎	日本弁理士会	—	○	—	—	○	○	○	無	0	
	◎	全国中小企業団体中央会	○	—	○	—	○	○	—	無	0	
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	⑮	○	—	—	—	—	—	無	0	
		軽自動車検査協会	⑭	—	—	—	○	○	⑭	無	0	
		日本小型船舶検査機構	○	—	○	—	○	○	—	無	0	
		日本水先人会連合会	—	○	○	—	○	○	—	無	0	
合計										0	0	
指導監督基準の充足状況等	25年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	0	0	0	0		0	
	指導監督基準充足状況(法人数)		20	19	22	4	34	34	19		152	
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	計	#DIV/0!	
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	0	0	0	0	0		0	
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		#DIV/0!	

【凡例】「—」は、基準に該当しない事項。「○」は、従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で、「㉒」は22FU時点で、「㉓」は23FU時点で、「㉔」は24FU時点で、「㉕」は25FU時点で、「㉖」は26FU時点で指導済み・基準適合。「☆」は、法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項。「●」は、平成26年度末において基準未適合となっているが、既に基準適合となっている事項。「△」は、指導済み・基準未適合となっている事項。「×」は、未指導・基準未適合となっている事項。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (●+△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+●+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

4 株式の保有等に関する基準

所管官庁名	合特 理化 計人 画等 関係 係理	法 人 名	こ 出法場(1) とは人合法 原等を定 則へ除業 行のき務 わ基、で な金公、あ い拠益る	則社合 行等を定 わへ除業 ないき務 ない出、で こと資株あ とは式る 原会場	さ資報て出務(2) れ先告い又等法 ての書るはと定 い概に場資し 要拠合資を基 が出、を供 こと記・事行金給 載出業つ拠業	26年度の指導状況	
						有(指 無)導 準の 結果 の 充足 事項 数	充足 事項 数
警 察 庁	◎	自動車安全運転センター	—	—	—	無	0
金 融 庁	◎	日本公認会計士協会	—	—	—	無	0
総 務 省		日本消防検定協会	—	—	—	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	—	—	—	無	0
		危険物保安技術協会	—	—	—	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	○	☆	⑮	無	0
法 務 省	◎	日本司法書士会連合会	—	—	—	無	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	—	—	—	無	0
財 務 省	◎	日本税理士会連合会	—	—	—	無	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	—	—	—	無	0
		建設業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		中央職業能力開発協会	—	—	—	無	0
		中央労働災害防止協会	—	—	—	無	0
	◎	企業年金連合会	—	—	—	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	—	—	—	無	0
	◎	全国社会保険労務士会連合会	—	—	—	無	0
農林水産省		農 林 中 央 金 庫	※下記参照				
	◎	漁 船 保 険 中 央 会	—	—	—	無	0
	◎	全 国 農 業 会 議 所	—	—	—	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	—	—	—	無	0
	◎	全国漁業共済組合連合会	—	—	—	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0
		高 圧 ガ ス 保 安 協 会	—	—	—	無	0
		日本電気計器検定所	—	—	—	無	0
	◎	日 本 商 工 会 議 所	—	○	○	無	0
	◎	全 国 商 工 会 連 合 会	—	○	—	無	0
	◎	日 本 弁 理 士 会	—	—	—	無	0
	◎	全国中小企業団体中央会	—	21	—	無	0
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	—	—	—	無	0
		軽自動車検査協会	—	—	—	無	0
		日本小型船舶検査機構	—	—	—	無	0
		日本水先人会連合会	—	—	—	無	0
合 計						0	0
指導監督基準 の充足状況等	25年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	計	0
	指導監督基準充足状況(法人数)		4	6	5		15
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	100.0		100.0
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	0		0
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	0.0		0.0

【凡例】「—」は、基準に該当しない事項。「○」は、従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で、「㉒」は22FU時点で、「㉓」は23FU時点で、「㉔」は24FU時点で、「㉕」は25FU時点で、「㉖」は26FU時点で指導済み・基準適合。「☆」は、法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項。「●」は、平成26年度末において基準未適合となっているが、既に基準適合となっている事項。「△」は、指導済み・基準未適合となっている事項。「×」は、未指導・基準未適合となっている事項。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+●+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (●+△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+●+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

5 情報公開に関する基準

所管官庁名	合特殊 理法 化計 人画 等 関 係 理	法人名	け務(1) 法に 等入 られ て人 るの 事 務 所 に 関 する 資 料 が 備 え ・ 付	るが 業 務 ・ 財 務 等 に 関 する 資 料	とが 業 務 ・ 財 務 等 に 関 する 資 料	付(2) 務府 省 に 関 する 資 料 が 備 え ・ 付	供所 関管 さる 法 人 の 業 務 ・ 財 務 等 に 関 する 資 料	こ要 府省 の 一 覧 表 が 公 表 さ れ て い る 概	可日 能府 と省 の H P で 所 管 法 人 の 概	情(3) 報府 省 の H P で 所 管 法 人 の 概	根(4) 拠法 制 度 的 事 業 の 独 占 等 内 容 及 び	額法 同(5) 等補 助 金 等 を 受 け て い る	務(6) 員団 に就 任 し て い る 退 職 公 務 員 等	子(7) 会社 等 の 役 員 に 就 任 し て い る 退 職 公 務 員 等	26年度の指導状況		
															の指 導 の 結 果 (無 基 準 充 足)	充 足 事 項 数	
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	無	0
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	⑬	⑬	○	○	⑬	⑬	⑬	⑬	-	⑬	-	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	⑮	○	○	○	○	○	-	-	○	-	無	0	
		危険物保安技術協会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	-	-	⑮	-	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	○	○	⑭	○	○	○	○	○	○	-	⑮	-	無	0	
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	無	0	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	無	0	
財務省	◎	日本税理士会連合会	⑭	⑭	⑮	⑭	⑭	⑮	○	⑮	⑮	-	○	-	無	0	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	26	⑮	-	有	1	
		建設業労働災害防止協会	⑭	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	-	⑮	⑮	-	無	0	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	-	⑮	⑮	-	無	0	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	-	⑮	⑮	-	無	0	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	-	⑮	⑮	-	無	0	
		中央職業能力開発協会	⑮	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	○	⑮	○	-	無	0	
		中央労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	-	⑮	⑮	-	無	0	
	◎	企業年金連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	無	0	
	◎	石炭鉱業年金基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	無	0	
	◎	全国社会保険労務士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	無	0	
農林水産省		農林中央金庫	※下記参照														
	◎	漁船保険中央会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	-	○	-	-	無	0	
	◎	全国農業会議所	⑭	⑭	⑭	○	○	○	○	○	-	○	⑭	-	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	○	○	⑭	○	○	○	○	○	-	○	-	-	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	-	○	○	-	無	0	
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	⑮	-	-	○	-	無	0	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	⑮	-	-	○	○	無	0	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	⑮	-	-	○	-	無	0	
		高圧ガス保安協会	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑮	⑮	⑮	⑭	-	無	0	
		日本電気計器検定所	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	-	○	-	無	0	
	◎	日本商工会議所	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	無	0	
	◎	全国商工会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	無	0	
	◎	日本弁理士会	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	無	0	
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	○	-	○	○	⑰	-	⑰	-	-	○	-	無	0	
		軽自動車検査協会	○	○	⑭	○	○	⑰	○	⑰	○	-	⑭	-	無	0	
		日本小型船舶検査機構	○	○	⑭	○	○	○	○	○	○	-	○	-	無	0	
		日本水先人会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	無	0	
合計															1	1	
指導監督基準 の充足状況等		25年度の指導の結果、充足した法人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	計	0
		指導監督基準充足状況(法人数)	36	36	35	36	36	36	35	36	16	17	33	2	354		
		指導監督基準充足状況(充足率%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
		指導監督基準未充足状況(法人数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		指導監督基準未充足状況(未充足率%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

【凡例】「-」は、基準に該当しない事項。「○」は、従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で、「㉒」は22FU時点で、「㉓」は23FU時点で、「㉔」は24FU時点で、「㉕」は25FU時点で、「㉖」は26FU時点で指導済み・基準適合。「☆」は、法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項。「●」は、平成26年度末において基準未適合となっているが、既に基準適合となっている事項。「△」は、指導済み・基準未適合となっている事項。「×」は、未指導・基準未適合となっている事項。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率%) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖) × 100

指導監督基準未充足状況(未充足率%) = (●+△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+●+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

各所管官庁が「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の例外とした事項及び理由

所管官庁名	法人名	指導監督基準の例外とした事項	指導監督基準の例外とした理由
金融庁	日本公認会計士協会	<p>役員の内任年齢規定が整備されていること</p> <p>監査役員の内任年齢規定が整備されていること</p> <p>評議員の内任年齢規定が整備されていること</p>	<p>当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、役員は会員のうちから選挙によって選出されることになっているが、当該役員の内任年齢規定が法人の業務運営上必要とされて選出されており、それを年齢によって制限することには合理的な理由がないことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監事は各地域会の会長の連名の推薦された者を総会において選任することになっているが、当該監査役員の内任年齢規定が法人の業務運営上必要とされて選任されており、それを年齢によって制限することには合理的な理由がないことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、評議員等は当協会の会員及び学識経験者で構成されているが、当該評議員等の知識及び経験が法人の業務運営上必要とされて選任されており、それを年齢によって制限することには合理的な理由がないことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>
総務省	日本消防検定協会	監査役員に外部の者が登用されていること	<p>日々の業務内容を把握して実効性のある監査を行うためには、以下の通り、消防行政に精通した人材を登用する必要があるため、検定協会は、消防用機械器具等の試験及び検査を公正に行う機関として設立され、以来、消防用機械器具等の品質、性能を確保するため、検定、受託評価等の業務を行っている。</p> <p>主な業務である検定については、火災予防・消火・人命救助等の観点から重要な消防用機械器具等の技術上の規格を法令で定め、公的な検査機関で厳しく試験及び検査を行い、万一火災事故が発生するなど非常の場合に当該機械器具等が十分な性能を発揮できるように、その品質を確保しようとする制度である。</p> <p>検定協会は、その趣旨に沿って、技術的及び専門的な試験及び検査を厳しく実施する必要があり、これらの業務について実効性のある監査を行うためには、監査役員は消防行政及び消防法令に精通している必要がある。また、消防用機械器具等の品質、性能を確保するためには厳格な審査が求められ、このため、協会の役員には、具体的な利害関係がからまない公正・中立的な立場で職務を行うことができる者を充てる必要がある。</p>
	消防団員等公務災害補償等共済基金	監査役員に外部の者が登用されていること	<p>基金の業務内容を把握して実効性のある監査を行うためには、以下のとおり、消防行政等に精通した人材を登用する必要があるため、</p> <p>① 基金は、市町村の消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業等を行うことにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与することを目的としている。</p> <p>② 基金は、この目的を達成するため、市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員等の公務災害による損害補償に要する経費を支払い、また、市町村に代わって、被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を実施している。また、市町村との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結し、市町村に対して消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払っている。更に、市町村の消防団員等の公務災害を防止するために必要な事業及び消防団員等が自家用車等を災害活動に使用したことにより損害を受けた場合の見舞金の支給を行っている。</p> <p>③ このような基金の業務について実効性のある監査を行うためには、基金の監査役員は、消防行政及び地方自治行政に精通していることが必要である。また、公務災害補償の審査及び退職報償金の支給の審査等の業務を適正に実施するため、基金の役員には、具体的な利害関係がからまない公正・中立的な立場で職務を行うことができる者を充てる必要がある。</p>
		収支決算額五十億円以上の場合、公認会計士監査を受けること	<p>当基金の業務は、公務災害補償の審査、支払及び退職報償金の支給の審査、支払等の内容が限定されていること、また、収入の大部分は地方公共団体からの掛金であり、支出の大部分は地方公共団体への給付費（補償費、退職報償金、福祉事業給付費等）であるなど会計の裁量範囲が狭いこと、現在、監査法人に会計に関する相談、指導を受けていること等会計の透明性は確保されているため、</p>
		監査役員に外部の者が登用されていること	<p>実効ある監査を行うためには、以下のとおり、危険物保安技術協会の実務と密接に関連する消防行政等に精通した公正・中立的な立場の人材を登用する必要があるため、</p> <p>1 協会は、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安の確保を図ることを目的として、公正・中立的な立場で、屋外タンク貯蔵所に係る技術的な審査、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査及び技術援助等を実施している。この法人は、昭和49年に発生した大規模な重油流出事故を機に設立されたものであり、市町村から委託を受けて、公正・中立的な立場から屋外タンク貯蔵所の安全に係る技術的な審査を行うことを中核業務としている。</p> <p>また、技術の進展等を踏まえ、危険物に係る安全確保のための技術援助、情報の収集、提供等を市町村に対して行っている。</p> <p>2 このように、市町村からの委託を受けて技術的な審査を行うことや、市町村に対する技術援助等を行うことが協会の重要な業務とされている。厳格な審査等を通じた危険物施設の安全性の確保、事故の防止により、市町村の信頼を得るためには、技術面も含めた業務に精通した監査役員が、厳格かつ実効ある監査を実施することが必要不可欠である。したがって、監査役員は消防行政、地方自治行政に精通していることが必要である。</p> <p>3 また、危険物施設の安全性を確保し、事故を防止するためには厳格な審査を確実なものとするため、協会の役員には、具体的な利害関係がからまない公正・中立的な立場で職務を行うことができる者を充てる必要がある。</p>
	日本行政書士会連合会	<p>評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること</p> <p>法定業務である場合を除き、株式会社等への出資は原則行わないこと</p>	<p>日本行政書士会連合会は、団体的性格の法人であって、総会が評議員会等と同様の役割を果たしていることと認められることから、指導監督基準の例外としている。</p> <p>(有) 全行団は、行政書士会会員を対象とした共済事業、損害賠償責任保険の取扱い等を目的として、従来、日本行政書士会連合会が行っていた事業を引き継ぎ、設立されたものである。有限会社化した平成8年に、日本行政書士会連合会が出資しているが、現在の指導監督基準ができる以前のことであり、(有) 全行団の事業は行政書士制度の維持発展のために必要なものと認められることから、指導監督基準の例外としている。</p>
法務省	日本司法書士会連合会	<p>役員の内任年齢規程が整備されていること</p> <p>監査役員の内任年齢規程が整備されていること</p> <p>評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること</p>	<p>日本司法書士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、役員は、会員の中から総会において原則として選挙又は審議によって選任されるため、不当に在任し続けるといった問題は生じにくく、年齢による制限に合理的理由がないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>日本司法書士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員は、会員の中から総会において原則として選挙又は審議によって選任されるため、不当に在任し続けるといった問題は生じにくく、年齢による制限に合理的理由がないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>日本司法書士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同連合会は、団体的性格の法人であり、総会を設置しているため、評議員会等を設置しておらず、全国の司法書士会長が参加する全国会長会議において、毎年業務実績等の評価を実施し、適正な業務の運営を確保しているため、別途、評議員会等による業務実績評価を実施する合理的な理由はないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>
	日本土地家屋調査士会連合会	<p>役員の内任年齢規程が整備されていること</p> <p>監査役員の内任年齢規程が整備されていること</p> <p>評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること</p>	<p>日本土地家屋調査士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、役員は、会員の中から総会において原則として選挙又は審議により選任されるため、不当に在任し続けるといった問題は生じにくく、年齢による制限に合理的理由がないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>日本土地家屋調査士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員は、会員の中から総会において原則として審議により選任されるため、不当に在任し続けるといった問題は生じにくく、年齢による制限に合理的理由がないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>日本土地家屋調査士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同連合会は、団体的性格の法人であり、総会を設置しているため、評議員会等を設置しておらず、全国の土地家屋調査士会長が参加する全国会長会議において、毎年業務実績等の評価を実施し、適正な業務の運営を確保しているため、別途、評議員会等による業務実績評価を実施する合理的な理由はないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>
		役員の内任年齢規程が整備されていること	<p>① 日税連では、会長等は選挙により選任され、また、理事や監事は、全国の各税理士から候補者として推薦された者を日税連総会において厳正に決議し、選任することとしている。</p> <p>なお、役員の内任年齢については、日税連会則第8条に定めるほか、役員選任規則に基づき年齢に関係なく、任務の実行可能な適任者が行うこととしている。</p> <p>② 日税連の役員は、全国の税理士会が実施する各税理士に対する指導、連絡及び監督、確定申告時期における税務支援、租税教育の普及、税制改正要望の作成等、多種多様な業務を企画、検討し、最終的に決定する。いわばヘッドクォーターとしての重責を担っており、かつ、全て無報酬となっている。</p> <p>①及び②のとおり、各役員については、実務経験はもとより、会務運営を確実に円滑に行える、見識、知識、判断力が求められており、在任年齢規定を一律に設け、適任者が排除されることとなり、逆に会務の運営に支障をきたすこととなるため、</p>
財務省	日本税理士会連合会	<p>役員の内任年齢規程が整備されていること</p> <p>監査役員の内任年齢規程が整備されていること</p>	<p>① 日税連では、評議員（運営評価委員）は、税理士以外の有識者のうちから、常務理事会の議を経て、会長が委嘱することとしている。</p> <p>なお、委嘱する評議員については、日税連会則第58条の2（運営評価委員会）及び運営評価委員会規定に定めるほか、年齢に関係なく、任務の実行可能な適任者が行うこととしている。</p> <p>② 日税連の評議員は、本会の会務の状況、資産及び会計の状況など本会の運営に関する重要事項について審議し、評価を行う機関であり、全て無報酬となっている。</p> <p>①及び②のとおり、各役員については、学識経験はもとより、評価機関である立場を十分に理解した上で評価を確実に円滑に行える、見識、知識、判断力が求められており、在任年齢規定を一律に設け、適任者が排除されることとなり、逆に会務の運営に支障をきたすこととなるため、</p>
	評議員の内任年齢規定が整備されていること	<p>① 日税連では、会長等は選挙により選任され、また、理事や監事は、全国の各税理士から候補者として推薦された者を日税連総会において厳正に決議し、選任することとしている。</p> <p>なお、役員の内任年齢については、日税連会則第8条に定めるほか、役員選任規則に基づき年齢に関係なく、任務の実行可能な適任者が行うこととしている。</p> <p>② 日税連の役員は、全国の税理士会が実施する各税理士に対する指導、連絡及び監督、確定申告時期における税務支援、租税教育の普及、税制改正要望の作成等、多種多様な業務を企画、検討し、最終的に決定する。いわばヘッドクォーターとしての重責を担っており、かつ、全て無報酬となっている。</p> <p>①及び②のとおり、各役員については、実務経験はもとより、会務運営を確実に円滑に行える、見識、知識、判断力が求められており、在任年齢規定を一律に設け、適任者が排除されることとなり、逆に会務の運営に支障をきたすこととなるため、</p>	
厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること	<p>支払基金は、診療報酬請求書（レセプト）の審査・支払を迅速適正に行うことを目的としている。</p> <p>このため、役員の内任年齢は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者について、各々同数として公正なものとしている。</p> <p>また、役員の内任年齢に際しては、それぞれの所属団体から候補者の推薦を求め、厚生労働大臣の認可を得て行うこととしている。したがって、支払基金における役員会は、評議員会の設置目的である法人の運営を客観的立場から牽制し、業務執行の公正等を図る機関としての機能も有していることから、新たに評議員会等を設置する必要は無いものと考えられる。（民間法人化の原の整理）</p>

企業年金連合会	評議員の在任年齢規程が整備されていること	企業年金連合会は、会員たる各基金によって組織される法人であり、評議員は、会員の代表者において互選することとされている。基金の大半は、一定の地域ごとの特定業種により組織されており、その代表者は当該業種団体の中核的な役割を担っている者から選任されることが通例である。 また、会員の代表者の在任年齢規程が設けられている例は承知しておらず、評議員の在任年齢を設けることは難しいことから指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。
全国社会保険労務士会連合会	<p>役員の内在年齢規定が整備されていること</p> <p>監査役員の在任年齢規定が整備されていること</p> <p>評議員の内在年齢規定が整備されていること</p>	<p>全国社会保険労務士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員を除く役員(理事)には、社会保険労務士の業務等についての専門的な知識・見識が必要とされるため、都道府県社会保険労務士会会長が原則として理事候補とされているものである。このため、年齢によって適任者が排除されることになると、会務の運営に支障を来すことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>全国社会保険労務士会連合会では、評議員の役割を資格審査会が担っている。その特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、資格審査会が、法人の業務実績評価に当たっては、学識経験はもとより、評価機関である立場を十分に理解した上で評価を確実に行える知識、見識が求められる。このため、年齢によって適任者が排除されることになると、会務の運営に支障を来すことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>
農林水産省 漁船保険中央会	<p>評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること</p> <p>収支決算額五十億円以上の場合、公認会計士監査を受けること</p>	<p>漁船保険中央会の特性及び実情等を踏まえ検討した結果、業務実績評価は漁船損害等補償法に基づく総会で実施していることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。なお、漁船保険中央会は、団体的性格の法人であり、総会は組織の最高議決機関となっており、事業報告・事業計画や予算・決算等の重要事項に係る議決を行っている。</p> <p>漁船保険中央会の特性及び実情等を踏まえ検討した結果、漁船保険中央会に対しては、業務又は会計について、同法に基づき農林水産大臣による常例検査を実施するなど、漁船損害等補償法に基づく指導監督を実施していることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>
全国農業協同組合中央会	評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること	全国農業協同組合中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、全中は、団体的性格の法人であるため、業績評価は、会員から選挙等で選ばれた代議員で構成する総会において、各年度の事業報告について説明・審議の上、議決を行うことにより実施されていることから指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。
全国漁業共済組合連合会	<p>評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること</p> <p>収支決算額50億円以上の法人における公認会計士による監査の実施</p>	<p>全国漁業共済組合連合会の特性及び実情等を踏まえ検討した結果、業務実績評価は漁業災害補償法に基づく総会で実施していることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。なお、全国漁業共済組合連合会は、団体的性格の法人であり、総会は組織の最高議決機関となっており、事業報告・事業計画や予算・決算等の重要事項に係る議決を行っている。</p> <p>全国漁業共済組合連合会の特性及び実情等を踏まえ検討した結果、全国漁業共済組合連合会に対しては、業務又は会計について、同法に基づき農林水産大臣による常例検査を実施するなど、漁業災害補償法に基づく指導監督を実施していることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>
経済産業省 東京中小企業投資育成株式会社	評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること	民間金融機関、民間事業者会等の株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしているため。
名古屋中小企業投資育成株式会社	評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること	民間金融機関、民間事業者会等の株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしているため。
大阪中小企業投資育成株式会社	評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること	民間金融機関、民間事業者会等の株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしているため。
日本商工会議所	<p>役員の内在年齢規定が整備されていること</p> <p>監査役員の在任年齢規定が整備されていること</p> <p>評議員会による法人の業務実績の評価が行われていること</p>	<p>日本商工会議所の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会議所法第69条の規定に基づき、会頭および副会頭については、会員総会において会員の代表者のうちから選任し、常議員については、議員総会において議員の代表者から選任することになっているため、役員の内在年齢に制約を課すことは、会員の権利に制約を課すことになるところから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>また、役員の内在年齢に制約を課すことは、我が国経済の健全な発展や地域振興等に関する知見や人望、経験等個々人の能力を踏まえ、商工会議所法第69条の規定に基づき選任を行っているため、役員の内在年齢に制約を課すことは、日本商工会議所の目的を達成するために必要な役員の内在年齢に制約を課すことになるところから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>日本商工会議所の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会議所法第69条の規定に基づき、監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任することになっており、監事の在任年齢に制約を課すことは、会員の権利に制約を課すことになるところから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>また、監事の選任に当たっては、我が国経済の健全な発展や地域振興等に関する知見や人望、経験等個々人の能力を踏まえ、商工会議所法第69条の規定に基づき選任を行っているため、監事の在任年齢に制約を課すことは、日本商工会議所の目的を達成するために必要な監事の選任に制約を課すことになるところから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>日本商工会議所の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会議所法上、評議員の設置規定がなく、業務・会計の監査は、監事及び監事からの依頼による監査を行った外部監査法人により措置されていることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>
全国商工会連合会	<p>役員の内在年齢規定が整備されていること</p> <p>監査役員の在任年齢規定が整備されていること</p> <p>評議員の内在年齢規定が整備されていること</p>	<p>全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会法第30条第2項及び第56条第4項により、役員は原則会員でなければならないところ、年齢制限を一律に設けることは、会員の権利に制約を設けてしまうこと、また、役員は総会により選任されることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員は、原則として会員から選挙等で選ばれることとなっており、不当に在任し続けるという問題は起こりにくいため、年齢による制限に合理的な理由がないことから指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p> <p>全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、評議員は無報酬であることから、有能な人材を確保するため、また、評議員は委嘱による就任(会は年1回の開催)であることから、在任規程を整備しないことが適当との理由から指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>
全国中小企業団体中央会	<p>役員の内在年齢規定が整備されていること</p> <p>監査役員の在任年齢規定が整備されていること</p> <p>評議員の内在年齢規定が整備されていること</p>	<p>全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同法人の会員は団体であり、専務理事、常務理事以外の役員は、会員である団体(都道府県中央会、全国組合等)の代表者から選任することとなっているため、役員の内在年齢に制約を課すことは、主な会員である中小企業等協同組合法の組合等(事業協同組合等)に関して、役員の内在年齢に制約を設けることとなり、被選挙権を制約することとなるため、指導監督基準の例外として整理している。なお、専務理事、常務理事については、団体の代表者でない者が就くことが通例となっているため、在任年齢規程を設けている。</p> <p>全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同法人の会員は団体であり、監査役員は、会員である団体(都道府県中央会、全国組合等)の代表者から選任することとなっているため、監査役員の在任年齢に制約を課すことは、主な会員である中小企業等協同組合法の組合等(事業協同組合等)に関して、役員の内在年齢に制約を設けることとなり、被選挙権を制約することとなるため、指導監督基準の例外として整理している。</p> <p>全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同法人の会員は団体であり、評議員は、会員である団体(都道府県中央会、全国組合等)の代表者から選任することとなっているため、評議員の内在年齢に制約を課すことは、主な会員である中小企業等協同組合法の組合等(事業協同組合等)に関して、役員の内在年齢に制約を設けることとなり、被選挙権を制約することとなるため、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。</p>